

<h1>静岡市報</h1>	No. 28
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

条 例

- 静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 静岡市生涯学習施設条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 静岡市救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

規 則

- 静岡市会計規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

告 示

- 静岡市会計規則第96条第2項の規定による静岡市指定金融機関等を定めた告示の一部改正  
・・ 11
- 児童福祉法第22条第1項に規定する助産の実施、同法第23条第1項に規定する母子保護の実施、同法第27条第1項第3号に規定する措置、同条第2項に規定する委託措置及び同法第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助の実施に関する静岡市児童福祉法等施行細則第33条第2項に規定する費用に係る徴収基準を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・ 12
- 子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する政令で定める額を限度として市が定める額並びに同法附則第6条第4項の規定により徴収する額を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

＜本号で登載された条例のあらまし＞

◇ 静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第57号）

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、傷病手当金の支給対象となる新型コロナウイルス感染症の定義について、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市生涯学習施設条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第58号）

静岡市田代生涯学習交流館の廃止に伴い、名称及び位置を削除するため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第59号）

生活保護法に基づく救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、感染症や災害への対応に関する基準を追加するなど、所要の改正をすることとした。

---

# 条 例

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月9日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第57号

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

静岡市国民健康保険条例（平成16年静岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第15項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する」を削り、「以下「新型コロナウイルス感染症」という」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市生涯学習施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月9日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第58号

静岡市生涯学習施設条例の一部を改正する条例

静岡市生涯学習施設条例（平成20年静岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項の表中

「

静岡市井川生涯学習交流館	静岡市葵区井川656番地の2
静岡市田代生涯学習交流館	静岡市葵区田代481番地の1

を

」

「

静岡市井川生涯学習交流館	静岡市葵区井川656番地の2
--------------	----------------

に

」

改める。

第4条ただし書中「、静岡市田代生涯学習交流館」を削る。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

静岡市救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月9日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第59号

静岡市救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年静岡市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の2条を加える。

（就業環境の整備）

第8条の2 救護施設等は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第8条の3 救護施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 救護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 救護施設等は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第9条に次の1項を加える。

3 救護施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連

携に努めなければならない。

第18条第2項中「感染症」の次に「又は食中毒」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の静岡市救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新救護施設等基準条例」という。）第8条の3の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新救護施設等基準条例第18条第2項（第26条、第32条及び第38条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

# 規 則



静岡市規則第62号

静岡市会計規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年7月8日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市会計規則の一部を改正する規則

静岡市会計規則（平成15年静岡市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第75条第20号を次のように改める。

(20) 子育て世帯生活支援特別給付金

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

静岡市告示第449号

静岡市会計規則第96条第2項の規定による静岡市指定金融機関等を定めた告示（平成15年静岡市告示第6号）の一部を次のように改正する。

令和3年6月29日

静岡市長 田 辺 信 宏

2 静岡市指定代理金融機関の表中

「

スルガ銀行株式会社 静岡支店	静岡市葵区呉服町二丁目1番地の5	本店、支店及び出張所
----------------	------------------	------------

を

」

「

スルガ銀行株式会社 静岡支店	静岡市葵区七間町6番地の1	本店、支店及び出張所
----------------	---------------	------------

に

」

改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## 静岡市告示453号

児童福祉法第22条第1項に規定する助産の実施、同法第23条第1項に規定する母子保護の実施、同法第27条第1項第3号に規定する措置、同条第2項に規定する委託措置及び同法第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助の実施に関する静岡市児童福祉法等施行細則第33条第2項に規定する費用に係る徴収基準を定めた告示（令和2年静岡市告示第484号）の一部を次のように改正する。

令和3年6月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

第1項の表備考中6を削り、7を6とし、8を7とし、9を8とする。

第2項の表備考2（4）を削る。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の児童福祉法第22条第1項に規定する助産の実施、同法第23条第1項に規定する母子保護の実施、同法第27条第1項第3号に規定する措置、同条第2項に規定する委託措置及び同法第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助の実施に関する静岡市児童福祉法等施行細則第33条第2項に規定する費用に係る徴収基準を定めた告示の規定は、令和3年7月1日以後に行われた児童福祉法（昭和22年法律第164号）第22条第1項に規定する助産の実施、同法第23条第1項に規定する母子保護の実施、同法第27条第1項第3号に規定する措置、同条第2項に規定する委託措置及び同法第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助の実施（以下「助産の実施等」という。）に要する費用に係る徴収基準について適用し、同日前に行われた助産の実施等に要する費用に係る徴収基準については、なお従前の例による。

## 静岡市告示第461号

子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する政令で定める額を限度として市が定める額並びに同法附則第6条第4項の規定により徴収する額を定めた告示（令和元年静岡市告示第329号）の一部を次のように改正する。

令和3年7月2日

静岡市長 田 辺 信 宏

第2項の表Cの項中「並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法の規定により当該所得割が課されないこととなる者及び同法同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法の規定により当該所得割が課されないこととなる者」を削り、同表備考7を削る。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する政令で定める額を限度として市が定める額並びに同法附則第6条第4項の規定により徴収する額を定めた告示の規定は、令和3年9月1日以後に行われた子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第10項第5号に規定する教育・保育（以下「教育・保育」という。）の実施に係る同法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する政令で定める額を限度として市が定める額並びに同法附則第6条第4項の規定により徴収する額（以下「利用者負担額等」という。）について適用し、同日前に行われた教育・保育の実施に係る利用者負担額等については、なお従前の例による。